

土浦市禁煙外来治療費助成 Q&A

Q1 治療費助成の対象となるのは、どのような禁煙治療を受けた場合になりますか？

⇒ A1 健康保険適用の禁煙治療のうち、令和6年度中(令和7年3月31日まで)に終了されたものが、対象となります。

Q2 禁煙外来治療では、具体的にどのようなことを行いますか？

⇒ A2 健康保険適用の治療では、一般的に、約12週間に渡り、計5回の治療を行います。

禁煙外来治療では、医師の診察のもと、禁煙補助薬の処方や、禁煙を継続するためのアドバイスなどが受けられます。

Q3 どのような方が、健康保険適用の禁煙治療の対象となりますか？

⇒ A3 以下のすべてを満たす方が、禁煙外来治療の対象となります。
詳しくは、禁煙外来のある医療機関に、ご相談ください。

- (1) ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)で5点以上となり、“ニコチン依存症”と診断された方
- (2) ブリンクマン指数(=1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上の方※
※35歳未満の方は、この条件を満たさなくても可
- (3) 直ちに禁煙することを希望されている方
- (4) 「禁煙治療のための標準手順書」に沿った、禁煙治療についての説明を受け、治療を受けることを文書によって同意された方

Q4 途中で治療を中止した場合、禁煙外来治療費助成の対象になりますか？

⇒ A4 治療を中止した場合は、治療費助成の対象になりません

Q5 禁煙外来治療は、どこで受けることができますか？

⇒ A5 禁煙外来を開設している医療機関で、受けることができます。

治療が受けられる医療機関は、日本禁煙学会のホームページからもご確認いただけますが、禁煙治療薬の内服薬の出荷停止に伴い、現在多くの医療機関で、禁煙外来治療の受付を、一時中止しています。治療については直接医療機関にお問い合わせください。



一般社団法人 日本禁煙学会「茨城県内の禁煙治療に保険が使える医療機関」
http://www.kinenmap.jp/hoken/list.php?pref_id=8

※ 土浦市以外の医療機関で、禁煙外来治療を受けた場合も、治療費助成の対象となります。

Q6 万が一、禁煙外来治療が5回未満で終了となった場合は、助成の対象になりませんか？

⇒ A6 禁煙外来治療は全5回を原則としていますが、5回未満で治療終了となった場合も、禁煙外来治療を終了したことがわかる書類（禁煙治療終了証明書）を提出していただくことで、治療費助成の対象とさせていただきます。

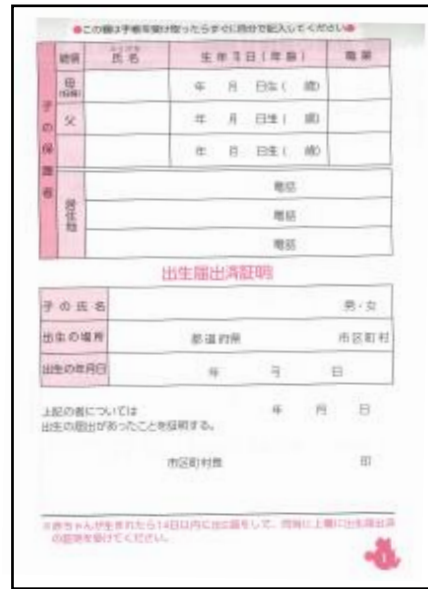
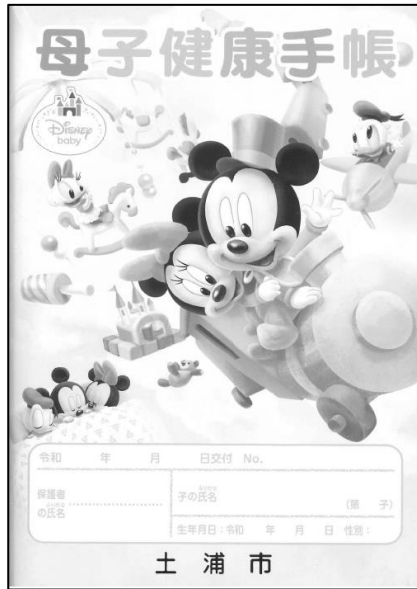
Q7 申請時に提出する、禁煙外来治療に係る領収書の写しは、治療費の金額だけ分かればよいですか？

⇒ A7 領収書には、金額と併せて、但し書きなどに、禁煙外来治療費であることが明記されていることが必要になります。また、明細書があれば、併せて写しをご提出ください。

Q8 母子健康手帳の写しを提出する際には、具体的に、どのページの写しを用意すれば良いですか？

⇒ A8 次の(1)、(2)のページについて、写しをご準備ください。

- (1) 母子健康手帳の表紙(母子手帳番号が分かるもの)
- (2) 妊婦の氏名、生年月日、居住地が記載されているページ



Q9 助成対象者の条件に、「市税の滞納がない方」とありますが、同一世帯に暮らす家族に滞納者がいた場合は、どのようになりますか？

⇒ A9 市税の滞納状況の確認は、申請者本人の分のみとなります。